

■今回で整理された部分の再整理（仮留め）

（前文）

上越地域の市町村は、日本海の恵み、そして頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権に向けた歩みは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の 14 市町村の住民は、地方分権時代の幕開けを地域への新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成 17 年 1 月 1 日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市は、それぞれが歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たち自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参加・参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。